

会長	事務局長	主幹	係

大府市農業委員会

第 6 7 5 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第675回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和3年12月20日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和3年12月20日（月） 午後3時～3時40分

・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13番 久野 一弘

副会長 12番 深谷 勝義

委 員 1番 近藤 武

2番 服部 啓子

3番 濱島 守

4番 本田 貴士

5番 鈴木 広子

6番 竹内 敬三

7番 相羽 誠二

8番 深谷 英一

9番 神谷 登

10番 成田 正彦

11番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

15番 大嶋 英二

16番 加古 俊治

17番 鈴置 省悟

18番 深谷 幸子

19番 山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員）

14番 浅田 勲

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 6 7 5 回）

令和 3 年 1 2 月 2 0 日

日 程	議案 番 号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	使用貸借契約の解約通知について	
7	報告 6	現況証明願について	
8	報告 7	農地改良届出について	
9	報告 8	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の取消願書について	
1 0	報告 9	農地法第 3 条の規定による許可申請の取消願書について	
1 1	報告 1 0	農業振興地域の整備に関する法律施行令第 1 0 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）	
1 2	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
1 3	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 4	議案 3	相続税の納税猶予に関する適格者証明書について	
1 5	議案 4	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）	
1 6	議案 5	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）	
1 7	議案 6	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 伴 則幸
事務局 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第675回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告願います。

(伴 則幸 事務局長)

総会の定足数につきましてご報告いたします。

農業委員会の在任委員13名全員の出席で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員6名中5名の出席をいただいております。

なお、14番浅田委員から欠席のご連絡をいただいております。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行ないます。本日の会議書記には農業委員会事務局の伴則幸氏と松下景美氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2「報告第1号」『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』から日程第11「報告第10号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』について、事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

日程第2報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において所有者自らが行う農地転用で、議案書1頁の計4件です。畑8筆、転用面積は、1,235㎡です。転用目的は、駐車場、共同住宅及び住宅です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第3報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書2頁から4頁の計11件です。畑11筆、田4筆、転用面積は、4,520.61㎡で、転用目的は、住宅3件、資材置場4件、駐車場2件、宅地2件です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第4報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書5頁から6頁の計5件、畑14筆、田7筆、計21筆 9,262.65㎡の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第5報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借の合意による解約通知で、議案書の7頁から15頁の24件、畑6筆、田32筆、計38筆、42,968㎡の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第6報告第5号『使用貸借契約の解約通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の使用貸借の合意による解約通知で、議案書16頁の4件、田4筆、1,494㎡の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第7報告第6号『現況証明願について』ご説明します。

20年以上前から非農地であることが公的な証明にて確認できることをも

って願い出されるもので、議案書 17 頁の 1 件、畑 1 筆、157 m²の願い出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第 8 報告第 7 号『農地改良届出について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書の 18 頁の計 3 件、田 3 筆、2,750 m²の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第 9 報告第 8 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の取消願書について』ご説明します。市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用届出の取消し願いで、議案書 19 頁の 1 件です。令和 3 年 1 月 8 日に受理通知したものです。取消理由は、譲渡人の変更です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第 10 報告第 9 号『農地法第 3 条の規定による許可申請の取消願書について』ご説明します。農地を農地として権利設定、移転を行う為に、令和 3 年 6 月 22 日に大府市農業委員会が許可したものの取消願いで、議案書 20 頁の計 1 件、田 3 筆、計 1,083 m²です。

取消理由は、譲渡人の都合によるものです。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第 11 報告第 10 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』についてご説明します。議案書の 21 頁の 3 件、4 筆、計 843 m²の申出がありました。内容については、協議会にて農政課職員より説明させていただいたとおり、3 件とも個人によるもので、1 番と 3 番の案件は農業用倉庫、2 番の案件は、農業用倉庫及び直売所の駐車場用地への用途変更となります。

局長専決処理の上、受理した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの報告第 1 号から報告第 10 号までについて質問、意見等はございませんか。

（「なし」の声）

質問、意見等がないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第 11 議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』3 件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

（伴 則幸 事務局長）

議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』ご説明します。農地を農地として権利設定、移転を行うものであり、議案書 22 頁の大府市農業委員会の許可案件の計 3 件、田 3 筆、4,058 m²です。

いずれも経営規模拡大目的の申請です。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局説明について、質問等はありませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について相羽委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

1 番の譲受人は所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などありませんか。

(「なし」の声)

2 番の案件について、近藤委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

2 番の譲受人は所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などありませんか。

(「なし」の声)

3 番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

3 番の譲受人は所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などありませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第 1 号を採決します。

本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第 13、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』 8 件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』ご説明します。

市街化調整区域内の権利設定、移転の伴う農地転用で、議案書の 23 頁か

ら27頁の愛知県知事の許可案件、計8件です。

1番の案件は、申請地を工事用の資材置場と仮設駐車場として一時的に利用する目的で転用するものでございます。農地区分は、第2種農地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、その必要性も認められます。

2番の案件は、物流倉庫及び駐車場を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。

3番の案件は、駐車場を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、国道23号共和インターチェンジ出入口より概ね300m以内の区域にある農地で第3種農地と判断されます。

4番の案件は、店舗及び駐車場を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある第2種農地と判断されます。

5番の案件は、住宅を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は4番同様、第2種農地と判断されます。

6番の案件は、住宅を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある第2種農地と判断されます。

7番の案件は、工場を建設する目的で転用するものでございます。地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある第2種農地と判断されます。

8番の案件は、住宅を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。

いずれも、申請書類審査及び現地確認を踏まえ、許可見込ありと考えられます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、相羽委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

1番の申請地の農地区分は、第2種農地ですが、工事用の仮設資材置場と駐車場として一時的に利用されるものであり、砂利を敷設しますが、利用後は農地へ原状復帰されるため、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

2番の案件について、濱島委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

2 番の申請地の農地区分は、第 1 種農地ですが、土地造成は、土砂汚濁が流出しないよう沈砂池を設置し、汚水は合併処理浄化槽、雨水は浸透性アスファルト舗装及び地下貯留施設を設置し最終柵を経由し既設排水路に排出する為、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

3 番の案件について、本田委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

3 番の申請地の農地区分は、第 3 種農地ですが、リサイクル砕石による整地のみで、雨水等は自然浸透されるため、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

4 番及び 5 番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

4 番の申請地の農地区分は、第 2 種農地ですが、雨水は駐車場内に地下貯留槽を設け、汚水は合併処理浄化槽を経由し、南側の既設排水路に排水されることから、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

5 番の申請地の農地区分も第 2 種農地ですが、土地造成は整地のみで、汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水とともに既設の道路側溝へ排水されることから、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

6 番及び 7 番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

6 番の申請地の農地区分は、第 2 種農地ですが、隣地境界は擁壁及びコンクリートブロックで囲い、雨水及び土砂の流出を防止し、雨水は敷地内にて集水し、汚水は合併処理浄化槽を経由し雨水とともに既設の道路側溝に排水されることから、

隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

7 番の申請地の農地区分は、第 2 種農地ですが、汚水は合併処理浄化槽で処理し、既設排水路に流します。建築物は周辺農地に対する日照や通風等に影響を及ぼさないよう対処されることから、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

8 番の案件について、竹内委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

8 番の申請地の農地区分は、第 1 種農地ですが、雨水は敷地内にて集水し、汚水は合併処理浄化槽を経由し、雨水とともに既設道路側溝に排水されることから、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第 2 号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第 2 号は委員会の意見なしで愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第 10 議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』5 件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 3 号『相続税の納税猶予に関する適格者証明書について』であります。農地の相続人が、相続税納税猶予の特例を受ける者として適格であるかの確認を税務署から求められております。議案書 28 頁の 1 件の依頼がありました。全ての特例適用農地について、関係地区委員に作付け・管理がされていることを確認いただいております。特に問題はないと考えられます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございますか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について、深谷勝義委員どうぞ。

(深谷勝義 委員)

1 番の特例適用農地は、作付け準備のため耕うんが施されており、適正に管理されておりましたので、相続税の納税猶予を受けることに特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します。

原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定します。

次に、日程第15議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』52件を上程します。

この内、設定番号6295番と6296番の2件は、加古春久委員が議事参与に当たる議案となります。

はじめに、議事参与に該当しない50件について審議します。

事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』ご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。

議案書29頁から42頁の計52件です。

この内議事参与の制限に該当しない50件の内、新規13件は、市内の方が9名、市外の方が4名です。また、更新37件は市内の方が22名、市外の方が15名です、いずれの借り手も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第4号の内、議事参与の制限に該当しない50件を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第4号の内、議事参与の制限に該当しない50件は、原案のとおり承認することに決定します。

次に議案第4号の内、設定番号6295番及び6296番の2件は、加古春久委員が、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する為、加古春久委員の退室を求めます。

(加古春久委員 退室)

それでは、議案第4号のうち加古春久委員の議事参与案件について審議し

ます。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

設定番号6295番及び6296番の2件は、借手の加古春久委員へ利用権設定をするもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第4号のうち設定番号6295番及び6296番を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第4号のうち設定番号6295番及び6296番は、原案のとおり承認することに決定します。

加古春久委員は、入室してください。

(加古春久委員 入室)

次に、日程第16、議案第5号『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）』111件を議題とします。

この内、設定番号6335番から6342番の8件は、私、久野一弘が、6366番から6374番の9件は、本田委員がそれぞれ議事参与に当たる議案となります。

はじめに、議事参与に該当しない94件について審議します。

事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第5号『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）』であります。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。

公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定する場合に、貸し手、中間保有、借り手を一括で計上するもので、借り手の審査になります。

議案書43頁から81頁の計111件です。

この内議事参与の制限に該当しない94件は、市内の方が60名、市外の方が34名です。いずれの借り手も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第５号の内、議事参与の制限に該当しない９４件を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第５号の内、議事参与の制限に該当しない９４件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に議案第５号の内、設定番号６３６６番から６３７４番の９件は、本田委員が、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当する為、本田委員の退室を求めます。

(本田貴士委員 退室)

それでは、議案第５号のうち本田委員の議事参与案件について審議します。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

設定番号６３６６番から６３７４番の９件は、借手の本田委員へ利用権設定をするもので、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしていると考えます。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第５号のうち設定番号６３６６番から６３７４番の９件を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第５号のうち設定番号６３６６番から６３７４番の９件は、原案のとおり承認することに決定します。

本田委員は、入室してください。

(本田貴士委員 入室)

次に、議案第５号のうち、設定番号６３３５番から６３４２番の８件は、私、久野一弘が農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当するため、大府市農業委員会会議規則第５条第２項の規定により、深谷副会長に議長をお願いし、退室いたします。

(久野一弘委員 退室 ／ 議長交代)

(深谷勝義 議長)

それでは、議案第５号のうち久野一弘委員の議事参与案件である設定番号６３３５番から６３４２番の８件について審議します。

事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

設定番号6335番から6342番の8件は、借手の久野一弘委員へ利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(深谷勝義 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第5号のうち設定番号6335番から6342番の8件を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第5号のうち設定番号6335番から6342番の8件は、原案のとおり承認することに決定します。

久野委員、入室してください。

(久野一弘委員 入室 / 議長交代)

(久野一弘 議長)

次に、日程第17、議案第6号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』6件を上程します。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第6号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』について、ご説明します。

議案書82頁、83頁の計6件が提出され、農業委員会の意見が求められています。内容につきましては、協議会にて農政課職員より説明させていただいたとおり、1番3番は分家住宅、2番は店舗併用分家住宅、4番、5番は駐車場、6番は障がい者就労継続支援施設をそれぞれ建設するための計画変更でございます。いずれも農用地の周辺部にあたり、必要性、適当性があり、他の土地で代えることが困難と認めております。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

1 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 2 種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

続いて、2 番の案件について本田委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

2 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 2 種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

続いて、3 番の案件について、神谷委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

3 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 2 種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

続いて、4 番の案件について、相羽委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

4 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 1 種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

続いて、5 番の案件について、加古春久委員どうぞ。

(加古春久 委員)

5 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 1 種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

続いて、6 番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

6 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 2 種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第 6 号を採決します。本議案に対する意見を市へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第 6 号は、委員会の意見なしで市長に回答することに決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして第 6 7 5 回総会を閉会します。